

(記入例)

第1号様式(第5条関係)
(表面)

富津市学校給食申込書

※ 記入日

年 月 日

富津市長 様

住 所 富津市下飯野2443番地

保護者氏名 富 津 一 郎

氏名 富 津 花 子 (配偶者※)

※該当者いない場合は記入不要

電話番号 0439-80-1343

私は、裏面の「富津市学校給食の提供に関する事項」について承諾し、学校給食の提供を申し込みます。

児童・生徒等	学 校 名	富津市立 富津 (小)・中学校	学 年	年 組
	ふりがな 氏 名	ふ っ つ み さ き 富 津 岬		
	生年月日	平成29年10月1日生		
	住 所	〒293-8506 富津市下飯野2443番地		
	備 考			

※ 備考欄は、「食物アレルギー疾患等を持っている」等の事前に知らせておきたいことを記入してください。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

(宛先) 富津市長 様

私は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、富津市長から支給を受ける児童手当の額から、滞納分の学校給食費につき、当該児童手当の支払期日をもって支払に充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、富津市長から児童手当の支給を受けている間、当該児童手当から滞納分の学校給食費の支払に充てるものとします。

※ 署名記入日

年 月 日

児童手当受給者本人の自署をお願いします。

児童手当受給者氏名 富 津 一 郎

(裏面)

富津市学校給食の提供に関する事項

- 1 学校給食の実施日は、学校の休業日を除く日で、教育委員会が定める日とします。
ただし、振替授業等により休業日と授業日を振り替える場合があります。
- 2 学校給食の対象者及び給食費の額は、次のとおりです。

区 分	月 額	日 額
小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員	4, 6 0 0 円	2 6 5 円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員	5, 7 0 0 円	3 2 8 円

- 3 この申込書は、学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入し、小学校、中学校又は学校給食調理場に提出するものとします。
- 4 学校給食の提供は、市長が学校給食申込書を受け取ったときをもって決定するものとします。
- 5 学校給食の申込みによる提供期間は、特に申出がない限り、在校中とします。
- 6 学校給食費は、給食を提供する月の翌月末（ただし、11月提供分の学校給食費は12月28日、3月提供分の学校給食費は同月末とします。）に口座振替の方法により納付するものとします。
- 7 口座振替の方法によりがたい場合は、納付書その他市長が認める方法により納付することができるものとします。
- 8 学校給食費が納付期限までに納付されない場合は、督促状を発送します。
- 9 学校給食の申込者が学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付しない場合は、裁判所への支払督促等の法的措置をとるものとします。
- 10 食物アレルギー等の対応については、食物アレルギー疾患等の理由によるときは学校生活管理指導表を、その他の理由によるときは医師の診断書等を提出し、面談を行うことにより決定します。
- 11 災害その他の理由により緊急に学校給食を提供することができないときであっても、給食費の減額は行わないものとします。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費を減額することができるものとします。